種（以下単に「重要な種」という。）が、植物についてはレッドデータブックおおいた2011に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイヌコリヤナギが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、メダカ南日本集団、クルマヒラマキガイ、コガタノゲンゴロウ、ニホンイシガメ、ヒクイナ、モノアラガイ、ヒラマキガイモドキ及びアオハダトンボについては、生息環境の一部が改変されるおそれがあることから、植生を回復するなどの保全措置を講ずることとしている。イヌコリヤナギについては、生育環境が改変されるおそれがあることから、専門家の指導助言を受け、覆土等による保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は大分県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築堤及び河道掘削案（以下「申請案」という。）並びに河道掘削案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、用地取得及び移転対象物件が発生するものの、下流を含め大規模な掘削が必要となる河道掘削案に対し、低水路については改変が無いことから河川環境へ与える影響が小さいこと、掘削等の工事量が少なく施工規模が小さいことから施工性に優れ、施工期間が短く早期に公益を発揮できること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、無堤で河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、大分市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大分県大分市役所

○国土交通省告示第五百三十四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　一級水先人

免許番号	氏名	本籍の道府県の名都	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇三九号	平島　優一	新潟県	平成二十八年二月二十四日	小名浜水先区
第二〇四〇号	播磨　清次	北海道	平成二十八年二月二十四日	釧路水先区
第二〇四一号	舘　満治	富山県	平成二十八年二月二十四日	酒田水先区
第二〇四二号	堀家　勝	香川県	平成二十八年二月二十四日	釜石水先区
第二〇四三号	竹内　忠雄	愛知県	平成二十八年二月二十四日	細島水先区
第二〇四四号	藤田　吉久	兵庫県	平成二十八年二月二十四日	那覇水先区

二　二級水先人

免許番号	氏名	本籍の道府県の名都	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇〇一九号	山本　大	大阪府	平成二十八年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇二〇号	丸木　栄一郎	神奈川県	平成二十八年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇二一号	田妻　峻	東京都	平成二十八年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇二二号	大谷　雅人	栃木県	平成二十八年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇二三号	川部　勇	神奈川県	平成二十八年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇二四号	住沢　裕介	千葉県	平成二十八年二月二十四日	東京湾水先区
第二〇〇〇二五号	小宮　智久	長野県	平成二十八年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇二六号	横山　卓矢	静岡県	平成二十八年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇二七号	中西　友則	京都府	平成二十八年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇二八号	稲垣　実	愛知県	平成二十八年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇二九号	西脇　将智	福岡県	平成二十八年二月二十四日	伊勢三河湾水先区
第二〇〇〇三〇号	村田　賢造	大阪府	平成二十八年二月二十四日	大阪湾水先区
第二〇〇〇三一号	井上　稔弘	大阪府	平成二十八年二月二十四日	大阪湾水先区
第二〇〇〇三二号	田尾　茂郎	広島県	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇三三号	和田　英之	京都府	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇三四号	小野　健一	岡山県	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇三五号	石田　大輔	兵庫県	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇三六号	渡部　航平	山口県	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇三七号	小西　宏幸	愛媛県	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇三八号	辻井　勝人	兵庫県	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇三九号	川島　慧子	山口県	平成二十八年二月二十四日	内海水先区
第二〇〇〇四〇号	中村　藤太	山口県	平成二十八年二月二十四日	関門水先区